

平成28年12月定例会 県土都市整備委員会の概要

日 時 平成28年12月16日（金） 開会 午前10時 3分
閉会 午後 0時20分

場 所 第9委員会室

出席委員 新井豪委員長

山下勝矢副委員長

浅井明委員、清水義憲委員、土屋恵一委員、本木茂委員、渋谷実委員、
山本正乃委員、醍醐清委員、蒲生徳明委員、福永信之委員、松坂喜浩委員

欠席委員 なし

説明者 [県土整備部関係]

浅井義明県土整備部長、小関清一県土整備部副部长、
西成秀幸県土整備部副部长、相沢正実県土整備政策課長、
磯田和彦建設管理課長、西岡利浩用地課長、中村一之道路政策課長、
濱川敦道路街路課長、大山裕道路環境課長、常山修治参事兼河川砂防課長、
秋山栄一水辺再生課長

永岡敬英収用委員会事務局長

[都市整備部及び下水道局関係]

福島浩之都市整備部長、諏訪修之都市整備部副部长、
村田暁俊都市整備政策課長、吉岡博之都市計画課長、川辺隆浩市街地整備課長、
福島英雄田園都市づくり課長、川田典男公園スタジアム課副課長、
榎原徹建築安全課長、白石明住宅課長、柳沢孝之営繕課長、田中裕二設備課長

粟生田邦夫下水道事業管理者、野川達哉下水道局長、柳田英樹下水道管理課長
本田康秀参事兼下水道事業課長

会議に付した事件並びに審査結果

1 議案

議案番号	件 名	結 果
第118号	平成28年度埼玉県一般会計補正予算（第4号） のうち県土整備部関係	原案可決
第130号	指定管理者の指定について（上尾運動公園）	原案可決
第131号	指定管理者の指定について（羽生水郷公園）	原案可決
第133号	荒川左岸南部流域下水道の維持管理に要する経費の関係5市の負担額について	原案可決
第134号	中川流域下水道の維持管理に要する経費の関係15市町の負担額について	原案可決
第135号	古利根川流域下水道の維持管理に要する経費の関係2市の負担額について	原案可決
第136号	荒川上流流域下水道の維持管理に要する経費の関係2市町の負担額について	原案可決

議案番号	件名	結果
第137号	古利根川流域下水道の設置等に要する経費の関係2市の負担額について	原案可決
第138号	利根川右岸流域下水道の設置等に要する経費の関係4市町の負担額について	原案可決
第145号	埼玉県流域下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例	原案可決

2 請願
なし

所管事務調査（県土整備部関係）

高速道路ネットワークへのアクセス向上について

報告事項（都市整備部関係）

- 1 まちづくり埼玉プランの見直しについて
- 2 埼玉県住生活基本計画の見直しについて
- 3 埼玉県高齢者居住安定確保計画の見直しについて

【付託議案に対する質疑（県土整備部関係）】

清水委員

- 1 繰越明許費の設定は、例年2月補正予算で行っていたと思うが、12月定例会で繰越明許費を設定する背景をもう少し詳しく教えてほしい。また、例年より早い時期に設定することでどのようなメリットがあるのか。
- 2 資料に工事完成時期の分散化、平準化を図るとあるが、繰越明許費を設定することとの関連を教えていただきたい。また、今回の設定額は約10億円であるが、例年と比べてどうか。
- 3 今後も早期の繰越明許費の設定を行っていくのか。

県土整備政策課長

- 1 12月定例会で設定を行う背景であるが、平成26年度に「公共工事の品質確保の促進に関する法律」が改正され、発注者の責務として計画的な発注や適切な工期設定が明確化された。この法改正を受け国は、適切な工期設定のため、繰越制度の適切な活用を要請している。また、建設産業団体からも、施工時期の平準化について要請を受けているところである。このような状況を踏まえ、今回、適正な工期の確保を図るため、年度内に工事が完成しないことが明らかになった案件について、繰越明許費の設定を行うものである。メリットとしては、早期の繰越明許費の設定は、工事の円滑な施工の確保に寄与するものと考えている。受注業者は、年度末より早い時期に翌年度に必要な人材や資機材を確保できる。これにより、年度末に集中する工事の分散化と相まって、雇用の安定といった就労環境の改善や建設業の経営の安定に寄与するものと考えている。
- 2 分散化、平準化は、法律がその趣旨としているものであり、今回の早期の繰越明許費の設定は法の目的にかなうものと考えている。今回の繰越明許費設定額については、例年の設定額がおおむね200億円後半から300億円台であるので、これと比較すると少ないと考えている。
- 3 今年度も年度内の工事完成に努めているが、法の改正や国からの要請もあることから、今後の早期の設定については、適切な工期を設定した工事の完成時期を早期に見極め、年度内に完成することが難しいと確定した段階で速やかに設定をお願いしたいと考えている。

清水委員

例年、200億円程度あった繰越明許費が約10億円になったことは良かったと考えている。早期の繰越明許費の設定も、受注者からすれば良いことであると考え。分散化、平準化を図るために、年度初めの発注量確保に向けても更に努力してほしい。（要望）

本木委員

今回の設定で、平成28年度の繰越明許費の設定が完了したということではないと思うのだが、確認させてほしい。

県土整備政策課長

今回は、現時点で工事が年度内に完成しないことが明らかになっているものについて、設定をお願いしている。現在施工中の工事についても、年度内に完成する見込みが立たなくなったものは、2月定例会において設定をお願いしたい。

浅井委員

繰越明許費を設定する箇所の主な繰越理由を具体的に伺いたい。

県土整備政策課長

道路事業については、地権者との交渉が難航し工事着工が遅れたものや電柱などの支障物件の移設が遅れたものなどがある。河川事業については、工事用資機材仮置き場の借用に関する地権者との調整やしゅんせつ土の受入先の調整に不測の日数を要し、工事着工が遅れたものなどがある。

浅井委員

主な繰越理由として地権者との交渉の難航が挙げられていたが、交渉相手に対する思いやりを持ちつつ、限られた予算と日時の中でより良い交渉を成立させることについて、どう考えているか。

用地課長

地権者の生活に関わる問題であり、まず地権者の話をよく聞き、何度も通って、お互いが納得して用地交渉を完了するよう努めている。

福永委員

請け負った建設会社のことについて聞きたい。着工が遅れれば会社としての予定が崩れ、技術者が拘束されたり、入ってくるはずの収入が入らなくなったりする。このような着工の遅れに対する会社への手当ては何かしているのか。

建設管理課長

着工までの準備期間は、配置される技術者は専任を要せず、他の専任を要しない工事に従事することが可能となっている。また、準備期間に仮設や安全管理などが必要となる場合には、その経費は契約の中で計上することができる。

道路環境課長

道路環境課の案件としては6か所の案件で工事発注が遅れた。

【付託議案に対する質疑（都市整備部及び下水道局関係）】

醍醐委員

今年、羽生のさいたま水族館で火災があったが、指定管理者の管理責任の割合はどこまで及ぶのか。

公園スタジアム課副課長

さいたま水族館では、ヒーターマットがショートして火災が起きた。指定管理者である埼玉県公園緑地協会では定期的な点検と、ヒーターマットについてはカメへの餌やりの際

に温度等の確認をしていたが、結果として火災を発生させたことは、埼玉県公園緑地協会の責任と考えている。このため、原状復旧に当たっては原則として埼玉県公園緑地協会が費用を全額負担し、工事の結果、資産価値が増加する部分については県が負担することとした。また、再発防止策について埼玉県公園緑地協会では、火災発生後、点検項目の見直しや発熱器具の交換時期の見える化を行うなど、徹底した安全対策に取り組んでいる。来年度以降も、県として指定管理者候補者の埼玉県公園緑地協会に対し、安全管理の徹底について指導していく。

浅井委員

- 1 羽生水郷公園について、候補者の2次審査の点数が合格ラインの42点ぎりぎりであったとのことだが、候補者としてふさわしいのか。
- 2 火災事故を起こした指定管理者を次期指定管理者候補者とすることに問題はないのか。

公園スタジアム課副課長

- 1 合格ラインの42点は選定委員会が設定した基準点であり、選定委員会は審査の結果、基準点をクリアしていると評価した。県も選定委員会の評価を尊重して、候補者としてふさわしいと判断した。しかしながら、事業計画に改善の余地はあると考えられるので、来年3月までに事業計画を協議する中で、より高い管理水準となるように指定管理者候補者と協議し、指導していく。
- 2 原状復旧に関して、来年3月中旬に工事が完了するよう、埼玉県公園緑地協会が費用負担をして県と一緒に進めているところである。また、埼玉県公園緑地協会は、火災事故の後、点検項目の見直しや熱を発生する器具の交換時期の見える化を行い、設備の細部にわたり点検を行っている。県もモニタリングの際に、埼玉県公園緑地協会がしっかりと安全対策に取り組んでいることが確認できたので、指定管理者候補者として問題ないと考えている。

松坂委員

選定委員会の委員について、公園の位置する地元市の関係者を加えたらより良い選考ができたと考えるのがいいか。

公園スタジアム課副課長

今回の選定委員の中に地元市にゆかりのある委員はいないが、都市公園の状況や公園管理、イベントに詳しい有識者を選んだ。地元詳しい関係者を委員とすることも一つの考えなので、今後検討していく。

清水委員

- 1 流域下水道の維持管理に要する経費の関係市町の負担額について、施設の老朽化に伴う修繕費や電気料の増加、労務費の上昇などを理由に値上げとしているが、具体的に教えていただきたい。
- 2 市町の負担増を求めるとのことだが、県下水道局としてはどのような経営努力をしているのか。
- 3 単価が上がることで、各市町ではどのくらいの負担増となるのか。また、負担増を受けて、下水道使用料の値上げを考えている市町はどれくらいあるのか。
- 4 指定管理者の指定について、公園の魅力という観点から、今回、応募者が1団体ずつ

ということとは、申請を考えようとする事業者や利用する県民にとっても公園に魅力がないためではないか。

5 審査に当たって選定委員は現地を見ているのか。

下水道管理課長

- 1 維持管理負担金単価は、原則として5年ごとに見直しを行っており、推計した向こう5年間の維持管理経費を処理水量で割り、1立方メートル当たりの単価を積算している。減価償却費などを除いた実質的な維持管理経費は平成27年度決算ベースで、全体で年間約232億円であり、このうち、施設を維持するための修繕費が約3割、下水を処理するための電気料が約2割、施設の運転管理に要する労務費が約2割と、この3項目で約7割を占めている。修繕費については、改定対象の4流域では、供用開始から44年が経過している荒川左岸南部流域をはじめ、比較的耐用年数が短い設備機器を中心に各流域の修繕費は年々増加しており、過去の傾向から流域ごとに、1%から5%程度の増加率と見込んでいる。電気料については、原油価格など外部要因の影響を受け、大幅な変動が生じることが見込まれるが、過去3年の実績単価で算定した。労務費は、公共工事設計労務単価が直近の3年間で約17%上昇している状況だが、負担金単価の積算上は平成28年度予算を使用した。また、経費以外でも、処理水量が横ばいや減少傾向であることも、単価上昇の要因となっている。
- 2 現場で維持管理を担う下水道公社と連携し、施設の改築更新計画や保守点検結果を踏まえた修繕実施時期の見直しや関連機器の一括発注による削減などを実施している。また、設備機器の更新の際に省エネ性能の優れた機器の採用、水処理施設の運転操作の工夫などによる電気料の削減なども実施している。このほか、汚泥の持つ熱量を利用した焼却方式による燃料費の削減、委託内容の見直しによる機器の点検・清掃回数の変更、点検対象機器の削減により委託料を縮減するなどしている。
- 3 平成27年度の実績水量で年間の影響額を試算すると、最も処理水量の大きいさいたま市で約1億5,300万円の増、最も処理水量の小さい加須市で約100万円の増である。また、最も改定幅の大きい荒川上流流域については、深谷市と寄居町とも処理水量がほぼ同程度であり、段階的に引き上げることから、平成30年度までの2年間はそれぞれ約600万円の増、平成31年度以降は約1,300万円の増である。市町の下水道使用料は、その時々を経営状況や住民負担の状況を勘案しながら、それぞれの市町の判断により改定を行っている。平成29年4月から下水道使用料の改定を予定しているのは、現時点で荒川左岸南部流域の戸田市と中川流域の草加市の2市と伺っている。このほかの市町では、当面改定する予定はないが、今後検討していく予定と伺っている。

公園スタジアム課副課長

- 4 上尾運動公園は国道17号の西側に第2種陸上競技場をはじめとする運動施設があり、東側にはレジャープールがある。性質の異なる施設についてそれぞれ専門性の高い管理運営ノウハウが求められる。羽生水郷公園は、貴重な淡水魚を飼育・展示する水族館があるなど、公園管理に高度の専門性が求められる。これを踏まえ、現地説明会を開催し、上尾運動公園で5団体、羽生水郷公園で6団体が参加した。しかし、結果として申請はそれぞれ1団体であり、今後の課題として、現地説明会に参加した事業者インタビューを行うなど対策を検討していきたい。
- 5 選定委員には、公園内施設の詳細な状況や管理運営の状況を記載した現況調書を審査の約2か月前に送付するなどして、公園の状況を把握していただくよう努めた。その上

で、上尾運動公園については、審査の1週間前に施設を見ていただき、審査いただいた。羽生水郷公園は時間の都合で視察できなかった。

清水委員

やはり現場を見ないと分からないと思う。今後も指定管理者と共に、県民をはじめ指定管理者や県にとっても魅力ある施設を造っていただきたい。(要望)

浅井委員

流域下水道の設置等に要する経費の関係市町の負担額に関して、資料に関係市町の意見聴取について全ての関係市町が了承とあるが、市町の意見は本当のところどうだったのか。

参事兼下水道事業課長

流域下水道の設置等に要する経費の関係市町の負担額だが、これは、建設改良費に係る関係市町の負担割合を計画汚水量の比に基づいて定めている。平成28年3月に計画汚水量の見直しをしており、関係する公共下水道の計画見直しに伴って計画汚水量を見直しているの、当然ながら関係市町から意見はなかった。

浅井委員

- 1 流域下水道事業企業職員である下水道局職員は県の一般職員とは制度上の差異はあるものの、今回の条例改正は人事委員会勧告に沿ったものという理解でよろしいのか。
- 2 条例の一部を改正する条例は提出されているが、予算措置は必要ないのか。また、影響額はどの程度なのか。

下水道管理課長

- 1 流域下水道事業については、地方公営企業法を適用しており、流域下水道事業に従事する企業職員は、法律の規定により本条例の適用を受けることになる。このため、県の一般職員とは制度上異なるが、今回の条例改正は、県の一般職員に準じたものであり、人事委員会勧告に沿った内容となっている。
- 2 平成28年4月1日に遡って施行される法令の規程改正に伴い必要となる予算は、年度替わりの人事異動に伴い職員の平均年齢が若返ったため、平成28年度当初予算内で対応できることから、補正予算は計上していない。影響額については、試算したところ約740万円である。

蒲生委員

指定管理者の指定について、選定委員が現地を見ていないのは問題だと考える。また、施設を見る際にも、公園は四季を通じて管理形態も異なるため、季節ごとに視察する必要がある。募集に当たっては審査基準を詳細に示しているが、委員が現地を見ていないのでは詳細な審査基準に基づく審査ができないのではないのか。

公園スタジアム課副課長

時間の制約がある中で、現況調書のほか、申請者が提出した事業計画書も選定委員になるべく早く送付し、状況の把握に努めていただくなどの対応をした。時間の制約もあるが、現地視察を含め、選定委員が公園の具体的なイメージを持てるよう対策を検討する。

蒲生委員

現地を見に行っただのが1週間前と審査の直前であり、もう少し余裕を持って視察するべきではないか。

公園スタジアム課副課長

各公園の指定管理者候補者を選定するごとに委員を選定しており、委員の選定作業の後に手続の順を追って視察を行ったため、このような時期になった。現地視察をもう少し早められないか今後検討していく。

福永委員

- 1 上尾運動公園でみると、埼玉県公園緑地協会が提案している指定管理委託料が760万円ぐらい上がっているが、前回の指定管理期間中の額はどのくらいか。また、委託料の中で賃上げなどに対応できるのか。
- 2 指定管理者が指定管理期間中により良いアイデアを提案した場合、5年間の指定期間の途中で取り上げてもらえる仕組みになっているのか。
- 3 指定管理者制度になってから効率性が優先され、施設の整備や修繕に県の関与が弱くなっているのではないか。

公園スタジアム課副課長

- 1 上尾運動公園は、今までの委託料が年間で約2億4,200万円、提案のあった委託料が年間で約2億4,900万円と約700万円の増額となっている。羽生水郷公園は、今までの委託料が年間で約1億5,200万円、提案のあった委託料が年間で約1億5,300万円と約100万円の増額となっている。上尾運動公園、羽生水郷公園ともに、指定管理料の増額理由は人件費の高騰や消費税増税への対応となっており、指定管理者候補者である埼玉県公園緑地協会は対応可能と考えている。
- 2 5年間の指定管理期間中でも、指定管理者から社会情勢や時代のニーズに対応したより良いアイデアが提案されれば、積極的に取り入れていきたい。
- 3 県と指定管理者とは100万円未満の修繕は指定管理者、100万円以上は県というような業務分担を決めている。業務分担がある中で、公園の魅力アップのためには役割分担を超えた施設整備や修繕も必要になると思われるため、県と指定管理者が連携して、公園の魅力アップに努めていく。

福永委員

どちらの公園もいろいろと変えていかななくてはいけないところがある。5年間指定管理者が見ているからいいという状況に陥らないようにしていただきたい。(要望)

【付託議案に対する討論】

なし

【所管事務に関する質問（高速道路ネットワークへのアクセス向上について）】

清水委員

県内の圏央道が全線開通した。先月私たちが現地視察した茨城区間も今年度開通予定で、成田空港までつながると聞いている。また、東京外環自動車道が平成29年度に、東関東

自動車道まで開通予定と聞いており、県内の高速道路網の利便性がますます向上しているところである。県では、それらの整備に併せて、インターチェンジへ接続する道路の整備を進めているが、県内各所でインターチェンジへのアクセス道路の整備の要望が多く寄せられている現状である。そこで、高速道路ネットワークへのアクセス向上について、どのように考えているか伺う。

道路政策課長

昨年度、県内の圏央道が全線開通したが、県では、これまで、圏央道の整備に併せ、インターチェンジへのアクセス道路の整備などを進めてきた。現在、開通目標年度を公表してアクセス道路の整備を進めるなど、インターチェンジへのアクセス強化に取り組んでいる。また、高速道路へのアクセス向上には、スマートインターチェンジの整備が効果的である。県内では、関越自動車道で三芳、坂戸西、上里、東北自動車道で蓮田、常磐自動車道で三郷料金所と5か所が供用されており、現在、寄居パーキングエリアでスマートインターチェンジを造っているところである。三芳については、東京方面へのアクセスを可能にするとともに車種を拡大する事業が進められている。

清水委員

スマートインターチェンジの設置に制限はあるのか。ないとしたら、全てのパーキングエリア等に設置できるのか。また、地区協議会設置から供用開始までどれくらいの期間を要しているのか。

道路政策課長

要件としては、費用対効果が高く十分な社会便益が得られることや、スマートインターチェンジとその前後の既設インターチェンジにおける出入交通量が整備前を上回る見通しであることなどがある。次に、地区協議会から供用開始までについては、最近の事例で申し上げますと坂戸西が4年6か月、上里が4年10か月となっているが、一般的に用地買収を伴うため、買収の状況にも左右される。

土屋委員

- 1 三芳スマートインターチェンジについては、現在、フル化に向けた事業が行われており、地域の発展が期待されるが、周辺は農振地域であり、開発のための農振除外等の見通しについて伺う。
- 2 三芳スマートインターチェンジの周辺で県道の歩道整備や交差点改良を進めているが、それぞれの事業の進捗状況はどうか。
- 3 ふじみ野市と三芳町が接している県立ふじみ野高校のところの町道について、歩道整備の見通しを伺う。

道路環境課長

- 2 三芳スマートインターチェンジフル化に関連して、歩道整備については、国道254号藤久保交差点から三芳町役場入口付近までの間で順次、歩道整備を進めている。平成28年度は当面の対策としてグリーンベルトの設置を予定している。交差点整備については、2か所実施している。さいたまふじみ野所沢線の多福寺前交差点については、今年度末で用地買収率約8割、工事進捗率約5割となる見込みである。また、三芳富士見線の三芳中学校前交差点については、今年度末で用地買収率約45%、工事進捗率約5

2%となる見込みである。2か所の交差点については、平成30年度末の三芳スマートインターチェンジフル化までに右折帯を整備する。

道路政策課長

- 1 農振除外や都市計画の内容については、農林部及び都市整備部の所管となり、把握していないため、お答えできない。
- 3 町道については、現在、三芳町が用地測量を実施していると聞いている。

土屋委員

県立ふじみ野高校の前面道路であることから、歩道整備ができないか。

道路政策課長

現在、調整会議の中で検討している状況である。